

令和 7 年第 3 回

各務原市議会定例会議案（追加）

令和 7 年 9 月 3 0 日

目

次

議第 1 0 6 号	各務原市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営 に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について	1 頁
議第 1 0 7 号	各務原市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定 める条例の一部を改正する条例について	3 頁
議第 1 0 8 号	各務原市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基 準を定める条例の一部を改正する条例について	5 頁

議第 1 0 6 号

各務原市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

各務原市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 7 年 9 月 3 0 日提出

各務原市長 浅 野 健 司

提案理由

児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴うこども家庭庁関係内閣府令の整備等に関する内閣府令の施行に伴い、関係規定を整備するため、この条例を定めようとする。

各務原市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

各務原市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成２６年条例第２８号）の一部を次のように改正する。

第２５条中「第３３条の１０各号」を「第３３条の１０第１項各号（幼保連携型認定こども園である特定教育・保育施設の職員にあつては認定こども園法第２７条の２第１項各号、幼稚園である特定教育・保育施設の職員にあつては学校教育法第２８条第２項において準用する認定こども園法第２７条の２第１項各号）」に改める。

附 則

この条例は、令和７年１０月１日から施行する。

議第 1 0 7 号

各務原市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を
改正する条例について

各務原市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正
する条例を次のように定めるものとする。

令和 7 年 9 月 3 0 日提出

各務原市長 浅 野 健 司

提案理由

児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴うこども家庭庁関係内閣府令の整備
等に関する内閣府令の施行等に伴い、関係規定を整備するため、この条例を定めよう
とする。

各務原市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を
改正する条例

各務原市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成２６年
条例第２９号）の一部を次のように改正する。

第１２条中「第３３条の１０各号」を「第３３条の１０第１項各号」に改める。

第１７条第２項を次のように改める。

- ２ 家庭的保育事業者等は、前項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる健康診
断又は健康診査（母子保健法（昭和４０年法律第１４１号）第１２条又は第１３条
に規定する健康診査をいう。同表において同じ。）（以下この項において「健康診
断等」という。）が行われた場合であって、当該健康診断等がそれぞれ同表の右欄
に掲げる健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、同欄に掲げる健
康診断の全部又は一部を行わないことができる。この場合において、家庭的保育事
業者等は、それぞれ同表の左欄に掲げる健康診断等の結果を把握しなければならない。
い。

児童相談所等における乳児又は幼児 （以下「乳幼児」という。）の利用開 始前の健康診断	利用乳幼児に対する利用開始時の健康 診断
乳幼児に対する健康診査	利用乳幼児に対する利用開始時の健康 診断、定期の健康診断又は臨時の健康診 断

附 則

この条例は、令和７年１０月１日から施行する。

議第 1 0 8 号

各務原市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

各務原市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 7 年 9 月 3 0 日提出

各務原市長 浅 野 健 司

提案理由

児童福祉法の一部改正に伴い、関係規定を整備するため、この条例を定めようとする。

各務原市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

各務原市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第30号）の一部を次のように改正する。

第13条中「第33条の10各号」を「第33条の10第1項各号」に改める。

附 則

この条例は、令和7年10月1日から施行する。

